

2008 年 7 月 29 日
株式会社 ゆうちょ銀行
郵便局株式会社

平成 20 年 7 月 28 日に発生した大雨に伴う非常取扱いの実施について

平成 20 年 7 月 28 日に富山県及び石川県において発生した大雨による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役会長 C E O 古川 洽次、以下「ゆうちょ銀行」）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 C E O 川 茂夫）では、上記大雨により被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施します。

なお、災害義援金の取扱いにつきましては、具体的な内容が決定した時点で、別途お知らせします。

記

1 取扱内容

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等（別紙参照）

2 取扱店及び取扱郵便局

ゆうちょ銀行各店舗及び郵便局（簡易郵便局を含みます。）

※簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。

3 取扱期間

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

※平成 20 年 7 月 30 日(水)から平成 20 年 8 月 29 日(金)まで

【報道関係の方のお問い合わせ先】

株式会社 ゆうちょ銀行
コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当）
電 話：03-3504-4440（直 通）
FAX：03-3580-6799

【お客さまのお問い合わせ先】

ゆうちょコールセンター
0120-108420
受付時間 平 日 8：30～21：00
〔土・日・休日 9：00～17：00〕
〔12/31～1/3〕

(別紙)

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取扱いの内容	取扱期間
1	通帳、証書、印章等をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付け ・払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し	平成 20 年 7 月 30 日(水)から 平成 20 年 8 月 29 日(金)まで
2	被災により汚れた紙幣の引換え	
3	国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）	